

令和3年5月14日

報道発表資料

交通局において、次のとおり懲戒処分を行いましたので、御報告いたします。

【処分内容】

所 属	鷺ヶ峰営業所菅生車庫
職 位	技能職員（市バス運転手）
年 齢	59歳
性 別	男性
処分内容	停職3月
処分理由	<p>当該職員は、令和3年4月14日、15時18分登05系統宮前区役所前発登戸駅行き運行を開始し、15時25分頃、犬蔵交差点を直進すべきところ、誤って右折した。</p> <p>右折開始直後に経路誤りに気付き、バス車両の後方が交差点内にかかった状態で停車した。その後、安全な場所まで当該バス車両を移動させ、お客様への謝罪及び説明並びに運行管理者への報告を行うべきところ、それらを怠り、運行管理者からの指示を受けずに、自らの判断により経路復帰した。その際、誘導を受けることなく、ハンドルを切りながら後退して交差点内に侵入し、切り返して経路復帰するなど、交差点内の安全を脅かすとともに他の車両の円滑な走行を著しく阻害した。また、当該職員は、帰所後も運行管理者への報告を行わなかった。</p> <p>これらの行為は、道路交通法及び川崎市交通局自動車運転安全規範施行細則に違反したものであり、安全、正確、快適な輸送を行うことを本務とする市バス運転手としての自覚に欠ける行為で、市民の信頼を著しく損なうものであり、その責任は重大である。</p> <p>これらのことを総合的に判断し、停職3月とし、今後、このようなことがないよう厳しく戒め、猛省を求めたものである。</p>
処分日	令和3年5月14日

<問合せ先>

川崎市交通局自動車部安全・サービス課 羽田野

電話 044-200-3234